

2月議会に係る会見・2月定例記者会見会議録

平成29年2月6日（水）午前11時～
市役所2階 市議会第1委員会室

1. 市長からの発表

（1）平成29年度当初予算について

平成29年度予算について説明いたします。

一般会計予算は、427億8,705万1千円、6会計の特別会計は231億9,229万5千円、3会計の企業会計は142億7,426万4千円、2会計の財産区特別会計は4,029万6千円の全会計総額は802億9,390万6千円となります。

前年度に比べ、6.1%、27億6千3百8万5千円の減額となっています。減額の原因としては、消防本部新庁舎整備事業の完了や、地域総合整備資金貸付金の皆減、また、平成28年度国の補正予算により新居小学校整備事業などが平成28年度2月補正予算に前倒しになったことにより予算規模が減少しています。

また、特別会計では、平成29年度当初から農業集落排水事業特別会計及び公共下水道事業特別会計、浄化槽事業特別会計の3特別会計が企業会計に移行することから、3特別会計分が皆減となります。

その他の、国民健康保険事業特別会計など6特別会計を合わせて、前年度に比べ、0.1%減の2百31億9千2百29万5千円となっています。これは、介護保険事業特別会計で地域密着型介護サービス給付費などが減額になったことによるものです。企業会計につきましては、特別会計で計上していた農業集落排水事業特別会計及び公共下水道事業特別会計、浄化槽事業特別会計の3特別会計が下水道事業会計に移行したことにより、病院事業会計、水道事業会計を合わせまして、1百42億7千4百26万4千円となります。

なお、下水道事業会計を除いた2特別会計では、102億5千6百30万3千円となり前年度比2.7%増となっています。

財産区特別会計につきましては、島ヶ原財産区、大山田財産区の2特別会計を合わせまして0.3%減の4千29万6千円となっています。

以上、平成29年度の全会計の総額は、前年度比1.0%、予算額で8億2千8百13万円減額の8百2億9千3百90万6千円となっています。

今回の予算は「ムダのない財政運営」を基本として、将来の人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活気ある社会を維持していくため策定する「伊賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく“まちの創生”、“ひとの創生”、“しごとの創生”により、新たに取り組む事業と第2次伊賀市総合計画 再生計画との整合性を図りながら、「来たい・住みたい・住み続けたい“伊賀”づくり」を目標とした予算の編成を行いました。名付けて「伊賀流創生推進予算」です。

本予算では、平成29年度から整備を行う汚泥再生処理センター整備事業に係る予算を計上するとともに、現在着工中の新庁舎整備事業に係る予算を計上しています。また、伊賀鉄道の新駅整備事業及び公設民営化にともなう事業、子育て支援の取り組みとして、

未就学児の医療費の窓口無料化に向けたシステム改修費用などを計上しています。更に、平成28年度補正予算で交付確定を受けている「地方創生推進交付金」に関して、事業推進2年目として「ひとが輝く地域が輝くためのシティプロモーション事業」では、地域全体で稼ぐ力を発揮し、観光プロモーションによる交流人口の増加がもたらす地域への恩恵を、これまでの観光産業だけでなく、あらゆる産業分野に波及させることにより、各産業での雇用創出や世代交代を促進させ、持続可能な観光立市を形成するための事業を計上しています。また、「Uターンを視野に入れたIGAMONO（伊賀者）育成促進事業」では、地域で生まれ育った若者が、これからの地域の主役であり、担い手であり、地域の宝であるという考えの下、地域のあらゆる主体が連携し、若者の定住に向け、小中高の一貫したキャリア教育に取り組むことで、地域に根付く人材の輩出を促進し、その事業により蓄積されたデータや行政情報のビックデータを活用することにより、根拠に基づき戦略的な定住施策の立案を進めるための予算としています。

「医療の再生」については、上野総合市民病院の経営状況は5階病棟の改修が終了したことにより全病棟が稼動することで経営は改善傾向ではありますが、診療体制や救急医療体制を更に充実するため、医師及び看護師の増員を効果的に行い、伊賀地域の拠点病院としての機能強化を図ります。

なお、伊賀市の地域医療体制の再生については、医療介護総合確保推進法にもとづき三重県が策定する地域医療構想にあわせて、伊賀市の医療提供体制のあるべき姿について検討を進めていきます。

「観光・農林業の再生」ですが、農林業については、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための未来の設計図となる人・農地プランに基づく事業を推進するほか、みえ森と緑の県民税交付金を活用した事業を引き続き実施するとともに、畜産振興事業としてET事業（和牛繁殖牛から採卵した受精卵を乳牛の子宮内に移植して和牛を生産する技術）実施に向けた予算を計上しています。

また、昨年度に引き続き福祉の分野では、子育て支援基金を活用した「伊賀市版『出会いから結婚、妊娠、出産、子育てまで』安心支援パッケージ事業」を計上しています。

【主な質疑応答の概要】

記者：目標としては前年も「来たい、住みたい、住み続けたい」でしたが、伊賀流創生推進予算の説明していただけませんか。前年度と目標は一緒で、どこかどう違って伊賀流創生推進予算なのか教えてください。

市長：今回は、これまでのものを更に推し進める重点を置いています。「来たい、住みたい、住み続けたい」や「誇れる伊賀市、選ばれる伊賀市」は、「もっと来たい、住みたい、住み続けたい」、「もっと誇れる伊賀市、もっと選ばれる伊賀市」ということになると思います。要するに、スピード感を持ち、馬力をかけて有効にそうした予算を配分して重点的に行うということです。

記者：11月の市長選でいくつか公約を挙げておられましたが、公約が予算に反映しているところは何かありますか。

市長：子どもは伊賀の宝ということで、切れ目のない子育て事業の推進、医療受診時の診療費の窓口無料化、これは大変な課題ですが是非進めて行きたいと思っています。

記者：窓口無料化については対象が就学前までですか。また、いつから制度開始で、今後どうされますか。

市長：目標としては、今年の10月から開始できるよう、また、対象は就学前までと考えています。実施の方法は、請求書方式とレセプト方式があります。請求書方式では事務量が大変煩雑になりますが、レセプト方式では行政はあまり事務手続きに関係しない方式ですので、伊賀市はレセプト方式で実施したいと思っています。

記者：シティプロモーションと「IGAMONO」育成事業、これも公約の一つということでしょうか。また、病院ですが、一般会計からの繰り出しは補正前から減額していますが、病院はきちんとやりますというご公約だったので、そこを説明していただけますか。

市長：シティープロモーションと「IGAMONO」育成事業も公約です。基準内繰出と基準外繰出があつて基準内の方は法廷措置を受けられます。基準外の方は、医師確保であるとかいろいろな法廷措置を受けられません。様々な繰出しというものを病院等々の努力によりまして、平成32年基準外を0（ゼロ）にしたいと取り組んでいただいています。そのような努力を更に進めて行きたいと思っています。

記者：病院に関して平成29年度予算は何に重点を置くのですか。

市長：病院においては、引き続き医師の確保、看護師の確保がしっかり担保できれば、救急体制がより充実できます。また、その予算面だけではなくて、岡波病院とのしっかりとした連携について、岡波病院長と協議をさせていただいています。

記者：来年度にドクター集めとか新しい取り組みはありますか。

病院副院長：各大学の方へお願いを致しましたのが一つです。看護師の方につきましては今までは年4回の採用ということでしたが、毎月採用が出来るように取り組みをさせていただいています。

記者：近畿大学と包括協定を結びましたが、そこにも依頼していますか。

病院副院長：現段階ではまだお願いには行っていません。今後は包括協定の中でいろいろなことをやって行きたいと思えます。

記者：新年度当初予算で、南庁舎関連の予算を1円も付けてない。その辺の説明をお願いします。

市長：現在調整をしております。ただ、上程することは間違いありません。この議会の開会中にしかるべく上程を図るということです。

記者：それは28年度補正予算ですか。新年度当初予算ですか。

市長：その点について、現在最終調整をしています。

記者：1月の定例会見のときに1月中に臨時議会を開いて基本計画の策定委託料についての議案を出されるという発言をされました。それがそのままになっていて、その後2月の定例会に何らかの形のものを出したいとの発言がありましたが、説明をお願いします。

市長：言っていたのに何もしないのかと言う話だと思えますが、実はその間に重要な南庁舎の利用方法についての提案の確定作業を行ってございました。これは以前に申し上げましたけども高等教育機関が現南庁舎に入っていただくことが整いました。1月とか2月の定例会でというようなことを言っておりましたが案件について最終調整が終わっておりませんでしたので、少し発表が遅れました。また、有名コーヒーチェーンのスターバックスがありますけど、これもこの南庁舎歴史的文化的価値の高い南庁舎がリノベーションするのだったら是非参画していきたいというお話を伺っており

ます。先方の手続き等々がまだ終わっていませんので、仮に皆さん方に問い合わせられても、はいそうですとは今の段階ではおっしゃらないと思います。実際の話としてそういうことはほぼ確定したと。

市長：南庁舎リノベーションの意義としては、交流空間が伊賀市にはないので、そういうものを作っていきたい。その交流空間にはいろんな機能があるわけですが、高等教育機関或いはアメニティというものについて盛り込むことが出来るようになった。また、もう一つ申し上げなければいけないのは、合併特例債事業の期限からすると、議会中にそうした基本計画についての予算の議決をいただかなければならないということです。

記者：2期目就任最初の当初予算ということで何かありますか。

市長：推進という言葉がありましたけど、公約のなかにも一期目で整理をして、形を整えたものを今度は果実にしましょうと。早く果実を結ぶための予算です。ただ、財政上ご存知のとおり大変厳しい状況があるのでメリハリをつけていきたい。

記者：スターバックスが、南庁舎をリノベーションするのであれば参画したいという話を聞きました。これは単にここの施設に入りたいのか。例えば図書館運営と一緒に指定管理みたいな形で本屋さんとコーヒーチェーンさんみたいな形で想定しての、ここならいいですねとそういうイメージでコーヒーチェーンは考えているのですか。

市長：よくツタヤさんとCCCがセットになってツタヤ図書館にはスターバックスがありますが、伊賀市の場合はまた別の話です。坂倉建築であって世界遺産の認定の受けた西洋美術館と密接な関係がある価値の高いそういうところで展開したいとのことですよ。

記者：スターバックスが出店したいということに対しては歓迎しているのですか。

市長：歓迎どころか感謝感激雨霰です。今この地域の若い人たちにはスタバが来るって言ったらどうすると聞いたらこんな嬉しいことはないって皆喜びますからね。

記者：新庁舎の建設は進んでいます。南庁舎も2月中にどんな方法かわかりませんが後日上程して求められます。そして、現上野図書館の施設は芭蕉記念館が入館との方針がありますが、それに合併特例債の期限が間に合いますか。

市長：微妙ですね。最悪の場合には、合併特例債以外も考えておかないといけません。

（2）台湾台東県訪問と高雄市でのトップセールスについて

今週2月9日（木）から11日（土）にかけて、昨年志摩市とともに自治体間連携に関する覚書を締結した台湾台東県と、教育旅行などの誘致を行なっている高雄市を訪問いたします。

今回の台湾訪問の経緯ですが、昨年11月に三重県知事より台湾ミッションへの同行の打診がありました。それを受けて両市を代表して台東県との連携をより進めるため台東県を訪問することとしました。

また、同じく昨年からお付き合いのある高雄市については、高雄市の経済界、旅行会社、マスコミ関係者約100名をお招きして三重県主催の「三重県ナイト」というレセプションが開催されるため、桑名市長、志摩市長、南伊勢町長とともに高雄市からのインバウンド誘致についてトップセールスを行う予定です。

11日には高雄市政府を訪問し、陳菊市長とも面談いたします。

なお、台東県からは中学校の教育旅行の受入依頼があり、高雄市からも引き合いがあ

る状況ですので、トップセールスの成果といえると思います。

また、9日の夜には台湾三重県人会の皆さんとの交流会もあり、三重県、伊賀市のPRをお願いする予定です。

台湾からの訪日客も欧米のように個人客が増え、2回、3回とリピーターも来ていることから、地方へ足を延ばす旅行者が増えております。当市としても忍者をきっかけに伊賀を訪れていただき、伊賀牛や伊賀酒、和菓子などを楽しんでもらえるよう、今後も積極的なPR展開を行ないたいと思います。

2. 2月議会提出議案について

(予算議案を除く。) 2月13日提出分

議案番号	件名	提案理由及び内容	担当部署
27	伊賀市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について	<p>【制定理由】 建設予定の(仮称)伊賀市汚泥再生処理センターの設置に関する県への届出に際し、同センターは廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第2項の規定に基づく生活環境影響調査結果の縦覧等の手続の対象とならないことを明確にする必要があるため制定する。</p> <p>【条例の内容】 対象となる施設の種類、縦覧の告示、意見書の提出先及び提出期限等を規定する。</p> <p>【施行期日】 公布の日</p>	廃棄物対策課
28	伊賀市職員等の旅費に関する条例の全部改正について	<p>【改正理由】 本条例は、平成18年の改正以降見直しを行っていないため、旅費の実費弁償の原則との乖離、交通の利便性の向上等社会情勢の変化に対応できていないことから、実態に即した旅費支給に見直すため、条例の全部を改正する。また、旅費の見直し等に伴い、整備が必要な関係条例を附則において改正する。</p> <p>【改正内容】 日当、宿泊料及び鉄道賃に係る支給基準並びに支給額の見直しのほか、新たに移転料、着後滞在費等の特殊旅費を規定する。</p> <p>《改正する条例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例 ・伊賀市選挙管理委員会等の要求により出頭した者等の実費弁償に関する条例 ・伊賀市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例 ・伊賀市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 ・伊賀市固定資産評価審査委員会条例 ・伊賀市水道事業管理者の給与及び旅費に関する 	人事課

		<p>条例</p> <p>【施行期日】 平成 29 年 4 月 1 日</p>	
29	伊賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び伊賀市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	<p>【改正理由】 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、民間労働者について介護休業の分割取得制度及び介護時間制度が新設され、また、地方公務員について育児休業の対象となる子の範囲が拡大されたため改正する。</p> <p>また、本条例の改正に伴い、整備が必要な関係条例を附則において改正する。</p> <p>【改正内容】</p> <p>①伊賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護休業の分割取得は、3 回を超えない範囲で取得可能 ・介護時間は、連続する 3 年の期間内で 1 日につき 2 時間の範囲内で取得可能 <p>②伊賀市職員の育児休業等に関する条例</p> <p>法改正により新たに育児休業の対象とされた「特別養子縁組の監護期間中の子」及び「養子縁組里親に委託されている子」に準ずる者として「親権を行う者の意によって里親として子を委託されない場合に養育里親として委託された子」を対象とする。</p> <p>《改正する条例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊賀市職員の給与に関する条例 ・伊賀市職員の退職手当に関する条例 <p>【施行期日】 公布の日</p>	人事課
30	伊賀市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について	<p>【改正理由】 配偶者同行休業について、地方公務員法第 26 条の 6 第 3 項の規定により、条例で定めることとされている「再度の期間延長ができる特別の事情」を定めるため改正する。</p> <p>【改正内容】 配偶者同行休業の期間延長について、1 回目の期間延長の請求時点では確定していなかった配偶者の外国勤務の延長があった場合その他任命権者がこれに準ずると認めた場合を特別の事情として定める。</p> <p>【施行期日】 公布の日</p>	人事課
31	伊賀市駐車場条例の一部改正について	<p>【改正理由】 現市庁舎第 2 駐車場を舗装整備し、新たに「市営上野公園第 2 駐車場」として設置し、有料駐車場とするため改正する。</p> <p>【改正内容】 現在の「市営上野公園駐車場」を「市</p>	管財課

		<p>宮上野公園第1駐車場」に改め、「市宮上野公園第2駐車場」の設置、供用日、供用時間、駐車料金等を定める。</p> <p>【施行期日】平成29年4月1日</p>	
32	伊賀市市税条例等の一部改正について	<p>【改正理由】社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い改正する。</p> <p>【改正内容】消費税率引上げの実施時期が平成31年10月1日に変更されたことに伴い、法人市民税法人税割の税率引下げの導入時期及び軽自動車税の環境性能割の時期を同日に変更し、個人市民税の住宅ローン減税措置の適用期限を2年半延長する。</p> <p>【施行期日】公布の日（一部：平成29年4月1日）</p>	課税課
33	伊賀市介護保険条例の一部改正について	<p>【改正理由】介護保険料は、平成27年度から消費税による公費を投入し、特に所得の低い第一段階の者を対象として保険料軽減措置を行っているが、この措置は平成28年度までとし、平成29年度からは消費税率の引上げに併せて非課税世帯全体に対象を拡大する予定であったが、消費税率引上げの延期に伴い、平成29年度からの対象の拡大は行われず、引き続き第一段階の者のみを対象とした保険料軽減措置を行うこととされたため、また、実務に即した規定の整備をするため改正する。</p> <p>【改正内容】保険料軽減措置期間を平成29年度まで延長する。</p> <p>【施行期日】平成29年4月1日</p>	介護高齢福祉課
34	伊賀市健康づくり推進条例の一部改正について	<p>【改正理由】合併から10年以上が経過し、住民自治協議会の活動が各分野で定着してきている現状を踏まえ、今後は一層、地域住民が主体となることが重要であり、健康づくり推進事業についても、地域が主体の、地域に合った健康づくりを進めていくため改正する。</p> <p>【改正内容】健康づくり推進員の設置規定を削除する。</p> <p>【施行期日】平成29年4月1日</p>	健康推進課
35	伊賀市長及び副市長の給与の特例に関する条例の廃止について	<p>【廃止理由】市長の前任期が平成28年11月20日に満了したことに伴い、本条例の効力が失効したため廃止する。</p>	人事課

	て	【施行期日】 公布の日	
36	伊賀市意育教育特区 学校審議会設置条例 及び伊賀市教育職員 特別免許状授与審査 委員の設置に関する 条例の廃止について	【廃止理由】 構造改革特別区域法に基づき、市が設置認可しているウィッツ青山学園高等学校は、平成29年3月31日に閉鎖することに伴い、意育教育特区としての学校設置事業は終了するため廃止する。 【施行期日】 平成29年4月1日	教 育 総 務 課
37 38	指定管理者の指定について	【提案理由】 指定管理期間が満了する3施設について、平成29年度からの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。 【対象施設】 ・芭蕉翁記念館及び蓑虫庵 ・伊賀市ゆめぼりすセンター	文 化 交 流 課 地 域 づ く り 推 進 課
39	市道路線の認定について	【提案理由】 地域内の生活道路として管理が必要なため、道路法第8条第1項の規定により、市道路線を認定する。 【認定内容】 桜が丘1号線他13路線、延長3,177m	建 設 1 課
40	市道路線の変更について	【提案理由】 市道4路線の起点又は終点を変更するため、道路法第10条第2項の規定により、市道路線を変更する。 【変更内容】 ①市道荒木木興線 県道依那古荒木線の改良工事に伴う起点の変更 ②市道新居橋野間線・市道西村橋岩倉線 木津川上流河川事務所による堤防工事に起因する起点の変更 ③市道百々池線 一級市道花之木古山神戸線と路線の入れ替えに伴う終点の変更	建 設 1 課
41	伊賀市・名張市広域行政事務組合規約の変更に関する協議について	【提案理由】 伊賀市・名張市広域行政事務組合事務所について、平成29年4月1日に阿山支所内に移転するため、同組合規約を変更する必要があることから、名張市と協議することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。	総 合 政 策 課

3. 2月の主な行事予定

(1) 2017年2月 寺田市民館「じんけんパネル展」の開催について (資料No.3)

日時：2月1日（水）～27日（月）午前8時30分から午後5時（平日のみ）

※2月8日（水）・15日（水）・22日（水）は午後7時30分まで延長

場所：寺田教育集会所 第1学習室

内容：『LGBTとは？さまざまな性について考える』

主催者：人権生活環境部 寺田市民館（電話：0595-23-8728）

（2）2017年2・3月 いがまち人権センターパネル展の開催について（資料No.4）

日時：2月13日（月）～3月31日（金）午前9時から午後5時（平日のみ）

※2月、3月ともに17日（金）、24日（金）は午後7時30分まで延長

場所：いがまち人権センターホール

内容：『部落差別撤廃のための2016年度 いがまち人権センター活動紹介』について

主催者：人権生活環境部 いがまち人権センター（電話：0595-45-4482）

4. その他

【主な質疑応答の概要】

（予算について）

記者：だんじりの件ですが、当初予算にも係わりますが、地域振興の補助金を今度交付金にしてなおかつ文化財分野の補助率も上げる。この二本立てで、今後の対応をしていこうとは、結局は住民負担が間違いなく減るということでよろしいですか。

市長：ユネスコの無形文化遺産に認定され、将来この文化を世界に広めていくという責任を負ったわけです。今、町々が喜ばれるところは何なのか。しっかりとヒアリングを重ねてより使い勝手のいいような予算にまとめました。使い勝手をよくして住民の負担を軽減しました。

記者：当選後2期目初めての予算ということで、特に新規事業の中でクリエイティブ、かつ、これまでにはない発想の事業は何ですか。

市長：ET事業です。ホルスタインのお母さんに和牛の子どもを産んでもらうという今までにないことだし、産業新興、市民経済の元になる特産品、農林業の振興につながります。もう一つは小児医療の窓口の無料化です。

記者：現上野図書館の施設の芭蕉翁記念館への利用は最悪のことまで考えておかなければ、とのことですが、南庁舎についてはどうお考えですか。

市長：付帯の決意ですから何があっても通していただく。だからこそ2期目の選挙広報の中に項目をあげて皆さんに訴えを申し上げた訳ですし、その結果16,555の有権者の方々のご賛同をいただいたということでもあります。よく市議会議員の皆さんは決めたことは引っ込めるわけには行かないというそのことをおっしゃいますけど、私は振り上げた拳のおろし方を按配させていただいていると自負しているところです。

（水道事業基本計画について）

記者：水道事業計画について、内容はともかく諮問している人が審議会の場にいたり、審議委員の質問に答えたり、そういうのはどうなのですか。いろんな質問にも答えて、いろいろ働きかけもし、そういうやり方はフェアですか。

市長：要は審議会の中で意を尽くして論を尽くすということですし、法的にしかるべく

根拠を持ってまとめられたかどうかということになると思います。

記者：市長は意育特区教育審議会とか、庁舎整備の委員会には出られませんよね。何故ですか。

市長：意育は諮問する方で、庁舎は自分の意向が無言のプレゼンスになるといけないから。それぞれの考え方ですから。私は庁舎については私の思うところの重要なものですから、逆に身を引いて置いた方がいいと思いました。それぞれの人の考え方ですから。

記者：水道の審議会を通して見ていて矛盾点が出たのですが、その委員の人選の部分ですが、商工会議所とか商工会を団体代表として市が捕らえています、団体側は団体代表としてという風には受け取っていない。今回問題になったのは水道でしたが、これから審議会を続けていく上で委員に位置づけて言うのがそもそも変わってきませんか。

市長：私は、商工会議所や、商工会に依頼しに行ったときに担当者は会を代表してと申し上げているはずだという風に思いますし、誰でもいいのだったら商工会、商工会議所に頼まなくたっていい訳ですからその辺のご理解がどうだったというところがわかりません。

記者：その辺の担当と相手とのやり取りがはっきりはしないのですが、団体としての受け止めは、ちゃんと団体としてこの人は団体代表として意見を言う人だと手続きを踏んで出しているわけではないとのことですか。

市長：それは受け手の方の話であって、我々としてはその代表団体としての選出ということをお願いをしているはずですよ。